

浜松市立飯田小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は、浜松市立飯田小学校PTA（父母と教職員の会）と称し、事務局を学校におく。

第2章 目的

第2条 本会は、父母と教職員が協力して、民主教育の振興に努力するとともに、児童の健全な育成および地域環境の水準を高めることを目的とする。

第3章 方針および活動

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従うものとする。

- 1 児童の教育と福祉のために活動する他の団体または、機関と協力するが、他団体の支配や干渉は受けない。
- 2 特定の思想、政党、宗教にかたよることなく、また営利的であってはならない。
- 3 学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の活動をする。

- 1 学校教育に対する理解と認識を深める。
- 2 学校と家庭の連絡を密にする。
- 3 教育環境の改善整備に努める。
- 4 会員相互の親睦をはかるとともに教養の向上に努める。
- 5 校外生活の補導および交通安全指導に努める。
- 6 その他、必要と認めた事項。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、次の者とする。

- 1 本校に在学する児童の父母、または、これに代わる保護者
- 2 本校教職員
- 3 本校区内に居住し、本会の趣旨に賛同し、入会を希望するもので適当と認めた者

第5章 役員

第6条の1 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 7名
- 3 書記 2名
- 4 会計 2名（内1名副会長兼任）
- 5 会計監査 2名

第6条の2 本会に顧問を置くことができる。

第7条 役員任期は、次の通りとする。

- 1 役員任期は、2年とする。
- 2 補欠就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長 本会を代表し、会務のすべてを統括し遂行する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 書記 本会の記録および事務処理等に関する事項
- 4 会計 本会の金銭の出納管理を行い、会計監査を受けて総会に報告する。
- 5 会計監査 年度の出納常務を監査し、その結果を総会に報告する。
- 6 顧問 本会の活動および役員の職務に対して助言を行う

第9条 役員の選出は、次の通りとする。

- 1 特別委員会によって選出方法を決め候補者を選出し、総会において決定する。
但し、過去に会長および副会長を経験した保護者およびその配偶者は、候補者から免除される。
- 2 選出時期は、前年度末までとする。

第6章 総会

第10条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決定機関である。

第11条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

第12条 総会は、会員の3分1以上の出席を必要とし、出席者の過半数の同意により決するものとする。ただし、やむを得ない事情により会長が適当と判断した場合は、紙上開催または分散開催等とすることができる。

第13条 総会は、次に示す事項について、議決および承認するものとする。

- 1 役員の決定に関する事項
- 2 本会の会費およびその他の歳入に関する事項
- 3 年度事業計画および予算に関する事項
- 4 決算報告に関する事項
- 5 本会の規約の改正
- 6 本会に対するその他の重要と認める事項

第7章 委員会

第14条 本会の活動を円滑に実施するため、次の委員会を置き、随時開催する。

- 1 総委員会 役員並びに各地区、学級から選出された全委員および担当教職員で構成し、重要事項を審議する。
- 2 運営委員会 役員（第6条1～4項）および各正副委員長で構成し、予算案の作成、事業計画の検討、総会、総委員会に提出する議案の作成およびその他必要事項を審議する。また、PTA活動発展のために研修を行う。
- 3 専門委員会
 - (1) 広報委員会 学級より選出された委員で構成し、事業計画の立案等必要事項を検討し事業を行う。
 - (2) 保健体育委員会 前項と同じ。
 - (3) 学級代表委員会 前項と同じ。
 - (4) 健全育成委員会 各地区より選出された委員で構成し、東部中学校区健全育成事業計画の立案、実施等必要事項を審議し、事業を行う。

- (5) 環境整備委員会 各地区より選出された委員で構成し、事業計画の立案等、必要事項を審議し、事業を行う。
- (6) 各委員会は児童数の増加、減少により事業の遂行に支障をきたすことが予想される場合は、必要に応じ会長の承認を得て委員会の数を増減することができる。
- 4 特別委員会 会長が必要に応じて招集したものをもって構成し特定の目的を遂行するために審議する。

第8章 委員

第15条 委員の選出は、次の通りとする。

- 1 各地区から2名、各学級から3名（もしくは各学年で学級数×3名）をそれぞれ選出する。但し、児童数の増加、減少により第14条第3項の遂行に支障をきたすことが予想される場合は、必要に応じ会長の承認を得て人員を増減することができる。
- 2 選出時期は、地区委員は1月まで、学級委員は4月までとする。

第16条 委員の任期は、次の通りとする。

- 1 委員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠就任した者は、前任者の残任期間とする。

第9章 会計

第17条 本会の運営費は、会費、事業収入金および寄付金による。

第18条 本会の会費は、年額1,000円とする。

第19条 本会の経理は、定期総会において議決された予算に基づいて執行する。

第20条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

第21条 本会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 改正

第22条 本規約の改正は、総委員会の審議を経て総会に提案し、出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

付則

昭和37年	4月1日	成案
昭和54年	4月1日	一部改正
平成6年	4月1日	一部改正
平成8年	4月1日	一部改正
平成9年	4月1日	一部改正
平成12年	4月1日	一部改正
平成16年	4月1日	一部改正
平成20年	4月1日	一部改正
平成24年	4月1日	一部改正
平成25年	4月1日	一部改正
平成30年	4月1日	一部改正
令和2年	4月1日	一部改正
令和3年	10月1日	一部改正
令和4年	4月1日	一部改正